

「和歌山県青少年健全育成条例の改正の方針について」

1 改正の方針

(1) 自撮り画像（児童ポルノ相当）要求行為の禁止（新設）

青少年が自身の裸等をスマートフォン等で撮影し、その画像データ等を送信せられる「自撮り画像被害（児童ポルノ相当※）」が全国的に多発（H27 376人、H28 480人、H29 515人）し、和歌山県でも同様の被害が発生しています。

自撮り画像は、一旦ネットに拡散されると、回収が不可能となり、将来に渡って青少年を苦しめる要因となります。

児童ポルノ法※では、青少年に自撮り画像（児童ポルノ相当※）を要求する行為は、規制されていません。

そこで、条例により要求行為そのものを規制するとともに、悪質行為者には罰則を課すことを検討しています。

※児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（「児童ポルノ法」という。）に規定する児童ポルノをいいます。

悪質行為者とは、①拒まれたにもかかわらず更に要求した者、②騙したり、威嚇したりして要求した者、③対償の供与や供与の約束をして要求した者をいいます。

(2) 夜間の興行場への入場規制（第20条）の見直しについて

昨今、ライフスタイルの変化や共働き世帯の増加により、家族団らんの時間が取りにくいとされています。

条例では、夜間における興行場※への青少年の夜間の入場規制について禁止していますが、条例改正により、高校生相当の青少年で保護者同伴であれば、入場を可能とすることを検討しています。

※興行場とは、映画館、ポーリング場、カラオケボックス等をいいます。

2 改正時期

平成30年12月県議会定例会 改正案提出（予定）

3 施行時期

一定の周知期間を設けて施行します。